

平成18年3月10日

(社) 日本自動車整備振興会連合会 様

国土交通省自動車交通局技術安全部整備課

通達の誤植修正について

下記の誤植修正を行いましたのでお知らせします。

記

1. 局長達 (平成18年3月2日付け国自整第126号の2)

・別添 「4 指定事業者の行政処分」(1)②中

(誤) 運輸支局管内の当該事業場の

↓

(正) 運輸支局管内の当該事業者の

2. 課長達 (平成18年3月2日付け国自整第127号の2)

・本文 5 「4 指定事業者の行政処分」関係(2)中

(誤) 事故であって、自動車の装置の未整備に起因するものをいう。

↓

(正) 事故をいう。

・別表2 違反事項「法94条の5-1項」、違反事項「・適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵」中

(誤) ②適合証交付自動車の同一性の相違する自動車にも係かかわらず適合証を交付した

↓

(正) ②同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した

・別表2 違反事項「法94条の5-4項」、違反事項「・検査員の不正証明行為」中

(誤) ②検査員が不正改造状態(法第54条の2)であるにも係かかわらず適合証に証明した

↓

(正) ②検査員が不正改造状態(法第54条の2)であるにもかかわらず適合証に証明した

・別表2 違反事項「法94条の5の2-3項」、違反事項「・検査員の不正証明行為」中  
(誤) ①検査員が検査していないにも係にかかわらず限定適合証に証明した

↓

(正) ①検査員が検査していないにもかかわらず限定適合証に証明した

・別表2 違反事項「法94条の5の2-3項」、違反事項「・検査員の不正証明行為」中  
(誤) ②検査員が不正改造状態(法第54条の2)であるにも係にかかわらず限定適合証に証明した

↓

(正) ②検査員が不正改造状態(法第54条の2)であるにもかかわらず限定適合証に証明した

・別表2 違反事項「法94条の5の2-3項」、違反事項「・検査員の不正証明行為」中  
(誤) ③検査員が保安基準不適合状態であるにも係にかかわらず限定適合証に証明した(②を除く。)

↓

(正) ③検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず限定適合証に証明した(②を除く。)

・別表2 欄外中

(誤) 注2-2:当該車両が事故に至っておらず、故意以外の場合で1台のみ(過去2年以内に警告書を発令された検査員除く。)は、文書警告

↓

(正) 注2-2:当該車両が事故に至っておらず、故意以外の場合で1台のみ(過去2年以内に警告書を発令された検査員を除く。)は、文書警告

・別表2 欄外中

(誤) 注2-3:当該車両が事故に至っておらず、故意以外の場合で1台のみ(過去2年以内に警告書を発令された検査員除く。)は、文書警告(車台番号、原動機型式の場合は、除く。)

↓

(正) 注2-3:当該車両が事故に至っておらず、故意以外の場合で1台のみ(過去2年以内に警告書を発令された検査員を除く。)は、文書警告(車台番号、原動機型式の場合は、除く。)